

令和5年 6月22日  
熊本都市バス株式会社

お客様各位

## 一般路線バスの上限運賃改定の申請について

熊本都市バス株式会社（本社：熊本市中央区本山 代表取締役社長：高田晋）は、本日令和5年6月22日、九州運輸局長に対して、一般路線バスの運賃改定の申請を行いました。運賃改定予定日は、令和5年10月頃を予定しております。

### [1] 運賃改定申請の目的

弊社は、熊本市営バス路線移譲の受け皿として、平成21年4月から一般路線バスの運行を開始し、順次市営バス路線の移譲を受けて平成27年4月に完了しております。

運行路線は、熊本市街地を中心としておりますが、熊本市民の貴重な公共交通機関としての責務を認識した上で業務運営を図っております。

しかしながら、マイカーの普及や少子化等による利用者数の減少にコロナ禍が追い打ちをかけ、一方では原油価格の高騰をはじめとした諸経費の負担増も重なり、経営環境はさらに厳しさを増している状況にあります。

当社は、熊本市民の重要な公共交通機関としての責務を十分認識した中で、輸送の安全と顧客本位のサービスの提供を目指し、熊本市内路線バスの運行を維持すると共に、熊本城周遊バス等を運行することで、市内観光の一翼も担っております。ただ、現行のサービスを維持向上させていくためには、前回の運賃改定から9年経ち、平成28年の熊本地震の影響等もあり、自助努力だけでは限界にきている状況にあります。

また、熊本地震以降運転士不足が深刻な状況で、共同経営事業による運行の効率化を行っているものの、このままでは今後更なる減便や路線、系統の廃止も考慮せざるを得ない状況に陥る恐れもあります。

通勤、通学、買い物、通院等の市民生活において、公共交通機関としての路線バスは欠かせないものであり、特に今後高齢化の進展において、一般路線バスの社会生活における重要性は、増々大きくなるものと認識しております。

既存路線を維持し、政令指定都市熊本市の公共交通機関としての使命を果たすため、最大の課題は運送収入の確保であり、それにより職員の待遇改善につなげ、運転士不足の課題解決を図るために運賃改定が必要不可欠であると判断し、今回、上限運賃改定の申請をすることと致しました。

[2] 運賃改定申請の概要

- ①申請日 令和5年 6月22日
- ②運賃改定実施予定日 令和5年10月頃を予定
- ③現行運賃と申請運賃の比較表

	(現行)	⇒	(申請)
キロあたり賃率 …	37円50銭	⇒	43円00銭
初乗り運賃 …	160円	⇒	180円

- ④上限運賃の平均改定率…12.6%

なお、実施運賃額（上限認可が得られた上で、上限の範囲内で実施する運賃額、実際にお客様から収受する運賃）の平均改定率… 10.9%（当社試算）

[3] 主要区間の実施予定運賃額…現行・改定運賃比較表

区間	桜町バスターミナル～熊本駅前		桜町バスターミナル～競輪場前		熊本駅前～尚綱校前	
	現行	改定	現行	改定	現行	改定
片道運賃	160円	180円	240円	280円	170円	180円
通勤定期運賃 (1カ月)	5,760円	6,480円	8,640円	10,080円	6,120円	6,480円
通学定期運賃 (1カ月)	4,800円	5,400円	7,200円	8,400円	5,100円	5,400円

上記改定額は、あくまで予定です。 ※変更になる場合があります。

★詳しい区間運賃や乗車券類については、当社ホームページ等でご案内の予定です。

※お客様がご利用される個別運賃照会につきましては、九州運輸局から認可を受けた後に、ホームページでの公表、及び電話等で各営業所におけるお問い合わせ対応を予定しております。